

平成30年5月7日開催

第11回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長（堀越 修） では、皆さん、お疲れさまです。第11回農業委員会総会を開催させていただきたいと思います。

それでは、まず最初に、今井会長から挨拶を頂戴いたします。よろしくお願ひいたします。

○会長（今井 隆） 皆さん、こんにちは。きょうは、第11回の農業委員会総会ということで、皆さん、大変お忙しい中にご出席をいただきましてありがとうございます。連休のほうも終わりました、通常の生活に戻り始めましたけれども、連休中、皆さんどこか行楽へ行かれたのでしょうか。私は家で、貧乏暇なしで本当に毎日草刈り、草刈りで終わってしまったのですけれども、やはり立場上、余り農業委員さんが草ぼうぼうにしておく、ほかの人に指導する立場でまずいので、やっぱりある程度きれいにしておかないといろいろ言われるので。そんなこともありまして、毎日、除草作業に追われまして、連休が終わりました。

この間、5月5日なのですけれども、こいのぼりが本当に見なくなりましたけれども、本当に風習といひますか、文化がみんな消えていくということで本当に寂しい感がありまして、残っているのは、我々の頭の脳裏の中に記憶に残っているぐらいだと思います。

余り余計なことはしゃべらずに、皆さん、お忙しいでしょうから、今日は、事前調査案件も1件だけで、そんなにかからないと思いますけれども、よろしくお願ひ申し上げまして、挨拶といたします。

○事務局長 会長、どうもありがとうございました。

それでは、早速ですけれども、議事進行につきましては、農業委員会長の今井会長からよろしくお願ひいたします。

よろしくお願ひいたします。

○会長 それでは、ただいまから第11回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、今日の委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、議席番号2番、津久井一義委員から欠席との連絡がございました。なお、本日の出席委員は全員25名のところ24名であり、過半数を超えておりますので、総会は成立しております。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命についてということで、議事録署名委員を指名してよいか、皆さんに伺ひます。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、議席番号12番、中沢幸子委員並びに13番、井田裕委員の両名を指名いたします。

よろしく申し上げます。

なお、書記の任命については、事務局の武藤主任主事を任命いたします。

それでは、早速、議事進行に移ります。

また、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言をお願い申し上げます。

また、携帯等は鳴らないように注意していただきたいと思えます。

それでは、まず初めに議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

1番 当初許可につきましては、農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は露天資材置き場でございます。平成13年11月16日許可、群馬県西農第883号でございます。変更の理由につきましては、許可を得たが使用する計画がなくなったためとのことでございます。変更後につきましては、土地所有者の方からの申請となっております。目的につきましては、太陽光発電設備設置用地、申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいとのことでございます。関連案件として、変更後の申請につきましては、第4条許可申請、議案書11ページ、議案第3号、ナンバー14が提出されております。

2番 当初許可の内容は、農地法第5条許可、契約内容は使用貸借、転用目的は露天資材置き場でございます。平成18年1月19日許可、群馬県指令西農第669—573号ございました。変更の理由といたしましては、経営上の都合により計画を実行することが困難となったためとのことございまして、変更後の契約内容につきましては売買、転用目的は長屋建住宅でございます。アパートとして入居の需要が見込まれる申請地を買い受けて長屋建住宅を建築したいという長屋建住宅の計画でございます。なお、こちらにつきましては、関連案件といたしまして、変更後の5条許可申請が提出されております。議案書29ページ、5条許可申請ナンバー59番が関連案件でございます。

以上、農地法の規定による許可後の計画変更申請につきましては2件でございます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 異議がなければ、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号に移ります。

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局、説明、お願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は贈与、申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

3番につきましては、取り下げでお願いいたします。

4番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

5番は、経営農地の一部に農地以外の使用があったため、今月につきましては保留でお願いいたします。

6番 契約内容は売買、農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

7番 契約内容は売買、所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

8番 契約内容は贈与、申請地を父から譲り受けて引き続き耕作したいという同一世帯内での申請でございます。

9番 契約内容は売買、所有農地から近い申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は売買、所有農地が公共事業による用地買収を受けるため代替地として申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

11番 契約内容は贈与、農業経営拡大のため申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は売買、申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定による許可申請につきましては、取り下げ1件を除く11件でございます。なお、別添、農地法第3条調査書のとおり、ナンバー5番を除く10件につきましては、別添、農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われま。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。なお、3番が取り下げ、5番が保留ということで、この2件を除き、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。この10と11の貸付地があるだろう。これは、契約は受けて、その後は今ま

でどういう例として。契約が切れて、そこでまた引き続いてするか。どういうふうになっているの
だか。

お願いします。

○事務局 11番からの説明なのですけれども、こちら利用権で契約が交わされているものになりまし
て、今年の初めのころに再度、再設定というような形で借りられているような土地になっておりま
す。

あと、10番の件につきまして少々お待ちください。

○会長 では、事務局。

○事務局 先に補足なのですけれども、貸付地があると、まずそれを返していただいて経営農地を確
保しなさいよというのが農地法の第3条の2項にうたわれているわけなのですけれども、ただし貸
付地については借りている側、貸付地で農地を実際に耕作している方が借りているわけです。その
方がどうしてもやむを得ない事情というのがあれば、その3条の2項の例外としていいですよとい
う通知が農林水産省から出ていまして、そちらを確認をしないで貸付地があるまま3条の許可とい
うのは無理なのですけれども。ただ、代理人にその貸付地について、これは返してもらえないので
すかという確認を事務局の方でさせていただいているのです。それで、借りている側で今のタイミ
ングだと返せないよということであれば、やっぱりその時期も見まして、補助金も出ていることも
ありますので、返せないよかという事情をもってやむを得ないという説明をいつもちょっとさせて
いただいているのですが、確認をしないとイケませんよという通知になっております。

以上でございます。

○会長 では、事務局、では次のほう教えて。

○事務局 大変お待たせいたしました。10番についてご説明させていただきます。10番につきまして
は、平成23年から12年間の使用貸借による利用権が設定されておりまして、平成35年6月30日に満
了する予定でございます。

以上になります。

○会長 はい、わかりました。

皆さんのほうから。よろしいでしょうか。

異議ないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

それでは、続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあ
ったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

1番 住宅用地として売却する土地に排水経路がないため申請地を排水路として使用したいという排水路用地の申請でございます。

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、現地が農地以外での利用が確認されたため始末書添付となっております。

3番 兄夫婦と同居しているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 庭用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農家住宅の敷地拡張の申請ございまして、宅地317.30平米と一体利用の申請でございます。なお、既にこちら農地以外での利用が確認されているため始末書添付となっております。

5番 借家住まいをしているが子供の成長に伴い手狭なため相続にて取得した申請地に住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 離れ兼倉庫敷地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという住宅離れ及び倉庫の申請ございまして、宅地1,426.01平米と一体利用の申請でございます。なお、既に農地以外での利用が確認されているため始末書が添付されております。

8番 宅地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという診療所及び車庫、物置の申請でございます。なお、是正の申請のため始末書が添付されております。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

10番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

11番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

12番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

13番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

14番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請ござ

います。なお、先にご審議いただきました計画変更申請、議案第1号ナンバー1の関連案件でございます。また、現地を確認をしたところ、手続のされていない農業用倉庫がございまして、始末書が添付されております。

15番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

16番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

17番 営農を継続しながら太陽光発電設備を設置し売電したいという、支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら、営農型太陽光発電の申請でございまして、一時転用の申請となっております。設定期間は、平成30年5月22日から平成33年5月21日までの3年間でございます。

18番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

19番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

20番 物置用地及び貯水池として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございまして、宅地439.66平米と一体利用でございまして。なお、是正の申請のため始末書が添付されております。

21番 農業用施設用地として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございまして。なお、宅地198.34平米、山林568平米と一体利用でございまして。また、是正の申請のため始末書が添付されております。

22番 住宅が申請地にはみ出して建っていることが判明したため是正したいという宅地の敷地拡張の申請でございまして。なお、宅地449.69平米と一体利用でございまして。また、是正の申請のため始末書が添付されております。

23番 借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地に住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

以上、農地法第4条の規定による許可申請は23件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。この太陽光の申請は、大体、余りきちんと耕作されていない場所だっただけの間説明だったかな。

事務局、お願いします。

○事務局 申請地のは大体耕作されていないところが多いのですけれども、今回の申請地については

管理はされている土地になりますので、実際は何か植えてあるということではないのですけれども、草の管理は……

○会長 草の管理だけはね。

○事務局 ええ。されているようなところですよ。

○会長 ほかに、皆さんのほうからございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、第4号に入ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

1番 契約内容は地上権、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして、こちら山林95平米と一体利用の申請でございまして。

それでは、別添5条許可申請審議資料ナンバー1をご覧いただければと思います。1枚目は位置図でございまして。申請地は、高崎市金井原野球場から北に260メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、案内図でございまして。申請地の周辺は、小規模な集落と農地が混在してございまして、農地の連たん10ヘクタール未満の第2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、公図でございまして。申請地の周囲は、公道に囲まれた一画地でございまして、参考として公道のさらに外側の周囲の地目についても記載いただいております。

1枚おめくりいただきまして、土地利用計画図でございまして。申請地は、現在梅林でございまして、梅の収穫後、梅の木を伐採、抜根した上で整地し、太陽光パネルを設置する計画でございまして。設置する太陽光パネルの枚数は5,000枚でございまして、契約発電量は1,250キロワットの高圧の太陽光発電施設でございまして。また、周囲には高さ1.5メートルのフェンスを設け、南側の1カ所から出入りできるようにする計画でございまして。

1枚おめくりいただきまして、造成計画平面図でございまして。申請地の形状としますと、北東側が最も高く、南西側が最も低い形状でございまして、申請地内で傾斜が緩やかになるように整地する計画でございまして。

1枚おめくりいただきまして、排水計画平面図でございます。雨水対策につきましては、基本的には敷地内での浸透を計画しております。太陽光パネルの下に深さ約60センチの素掘りの側溝を設け貯留し、敷地内で浸透させる計画でございます。なお、ゲリラ豪雨のような大雨の対策としては、西側と南側にU字側溝を設け、申請地の西側にある側溝に放流いたします。また、図面左下の南西の角地に金属の網に石を詰めたかごを設置しまして、雨水による砂の流出を防ぐ計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後の図面が太陽光パネルの立面図となっております。パネルのサイズと土地の斜度が載っておりますので、ご参考までにご覧いただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

今回は、第2班の調査でございます。それでは、寺崎班長、報告をお願いします。

○7番寺崎委員 それでは、報告させていただきます。事前調査報告、第2班班長、寺崎正親。

農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は譲受法人の担当者と代理人の2名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、申請地の西側には杉の木と竹林がありました。そちらは伐採するのですか。

回答 杉の木は、太陽光パネルに影を落とすので伐採します。また、竹林のある場所については地域で管理している土地になりますので、地域の方の同意を得て伐採し、当社で申請地と一緒に管理する予定です。

質問2 申請地南側の土地にも竹林があり、その影が申請地にかかってしまうと思われそうですが、何か対策を考えていますか。

回答 既に竹林のある土地の所有者と話をしており、申請地造成の際に一緒に伐採することになっています。

質問3 申請地に現在ある梅の木や竹林を伐採して、野積みになってしまうと害虫被害の原因になります。抜根後の処分はどのようにする予定ですか。

回答 梅の木は細かくチップ状にして、申請地内の通路部分に敷く予定です。竹についても野積みにせず、適切に処分します。

質問4 防草シートは敷く予定ですか。

回答 敷く予定はありません。20年後に農地として所有者に返すことになっています。防草シートや砂利敷きはせずに自力で除草管理する計画です。

質問5 雨水対策としてパネルの下に浸透用の貯水池を設けるようですが、雨水が流出しないよ

うに傾斜の低い箇所から施工するようお願いいたします。また、申請地の周囲には住宅もありますので、工事中や工事完了後もトラブルが起きた際には迅速な対応をお願いします。

回答 はい。わかりました。

以上のような質疑応答がありました。審議をお願いします。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。質疑をお受けします。

ちょっと下のほうに竹林化しているところがあったのではない。あそこは農地種別、幾つになるの。すごい竹やぶがあったよね。

わからないか。

はい。

○事務局 恐らくは第2種農地の生産性の低い農地というようなものになるかとは思うのですけれども。また、青地と白地の関係がございますので、もし青地ですと、やはり農振除外からというふうなものになるかと思われます。

○会長 皆さんのほうから、質疑お受けしますけれども。

それでは、皆さんに、これは基準以上の面積なので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取してよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。今回は、案件が多いためナンバー2からナンバー34までの南部地区案件を前半、ナンバー35からナンバー61までの北部地区案件を後半として2回に分けての審議をお願いいたします。

それでは、事務局、ナンバー2からナンバー34までの説明をお願いします。

○事務局

2番 契約内容は売買、宅地を取得したが駐車スペースがないため隣接する申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。

3番 契約内容は売買、マンション住まいをしているが戸建て住宅に住みたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅

を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は使用貸借、車両置き場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという車両置き場の申請でございます。なお、是正の申請のため始末書が添付されております。

9番 契約内容は使用貸借、整備待ちの車両駐車スペースが不足しているため申請地を車両置き場として使用したいという車両置き場の申請でございます。

10番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、受注の増加と従業員の増員により駐車場と資材置き場が不足しているため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場及び露天資材置き場の申請でございます。

13番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供の成長に伴い手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

14番 契約内容は贈与、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父より譲り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。こちら宅地99.01平米と一体利用の申請でございます。

15番 契約内容は使用貸借、申請地を父より借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

16番 契約内容は賃貸借、建設業を営んでいるが榛名方面での仕事がふえており資材置き場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございます。

17番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが子供の成長に伴い手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

20番 契約内容は賃貸借、既存の店舗が老朽化し、また敷地が狭いため申請地を借り受けて敷地拡張し、新たにコンビニエンスストアを建築したいというコンビニエンスストアの申請でございます。こちら宅地1,946.97平米と一体利用の申請でございます。

21番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より

借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく妻の実家に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

24番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

25番 契約内容は売買、勤務地に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

26番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという分家住宅の申請でございます。

27番 契約内容は賃貸借、資材置き場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという資材置き場の申請でございます。なお、宅地178.81平米と一体利用でございます。また、是正の申請のため始末書が添付されております。

28番 契約内容は売買、自社所有の太陽光発電設備に隣接した申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し発電量を増やすことにより発電効力を上げたいという太陽光発電設備設置用地の敷地拡張の申請でございます。なお、雑種地2万577平米と一体利用の計画でございます。

29番 今月につきましては、是正していただかなければならない農地があるため、29番保留でお願いいたします。

30番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。こちら、用途指定がありまして、第1種住居地域でございます。

31番 こちらも是正していただかなければならない農地があるため保留でお願いいたします。

32番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

33番 契約内容は売買、現在の住まいに隣接する申請地を買い受けて新たに住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地56.59平米と一体利用の計画でございます。

34番 契約内容は売買、火薬類製造業を営んでおり申請地を買い受けて保安用地として使用したいという保安用地の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請につきましては、33件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ただいま南部地区の案件だけ説明していただきました。その中で、29番と31番が保留ということですので、この2件を除き審議に入ります。

質疑をお受けします。この火薬庫というのは、人家からどの、距離は何キロと。

○事務局 いや、何キロか何メートルとかという話はちょっと聞いていないのですけれども、規定では取り扱っている火薬の量でその距離というのが決まっているらしいのです。それで、だんだんこう人家が建ってしまうと、その距離がとれなくなってしまうかと思うので、先に取得して確保しておくということで申請が上がっております。

○会長 では、その近くにあれだ、農地か何かがあると別にその作業している人を。

○事務局 多分法律上では人が集まるところとかということになりますので、農地自体は対象になっていないようなことなので。

○会長 皆さんのほうからございますでしょうか。

はい。

○23番中島委員 23番、吉井町の中島ですけれども、ナンバー28の太陽光、2万577平米と一体利用ということなのですが、以前、自分が見させてもらって、雑草がパネルの上まで伸びていて、今後これから2,301平米増えるということなのですが、その雑草の管理ですね、自社管理するのか、委託業者に任せるのか。今後の方針、どういうふうなのか、ちょっとお聞きしたいと思って。よろしくお願ひします。

○会長 はい。

○事務局 先月の末に現地の確認をしたのですけれども、先日行ったときは草の管理というか、されておまして、こちらの申請地も太陽光がずらっと並んでいるところの歯抜けのような状態で空いているのですけれども、そちらについても草の管理がされていて、これから、手つかずというのですか、太陽光の工事とかというのは一切入っていない状態で。全体を見ても草の管理というのはされていたのですけれども、中島委員さんのは、時期によっては草が生えているようなときがあったのかもしれないですので、申請者の方にお話しさせていただいて、今後、草の管理徹底してやっていくようにお伝えさせていただきたいと思います。

○23番中島委員 よろしくお願ひします。

○会長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

それでは、異議がなければ許可相当としてよいか伺います。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、今度は北部の案件ですね。

それでは、事務局、ナンバー35からナンバー61までの説明をお願いします。

○事務局

35番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光

発電設備設置用地の申請でございまして、こちら雑種地671平米と一体利用の申請でございまして。

36番 契約内容は賃貸借、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

37番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

38番 契約内容は売買、資材置き場が不足しているため本社に隣接する申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場の申請でございまして。

39番 契約内容は売買、境内に隣接する申請地を買い受けて墓参者用の駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございまして。

40番 契約内容は売買、住宅及び駐車場として使用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという一般住宅及び露天駐車場の申請でございまして。なお、是正の申請のため始末書が添付されております。

41番 契約内容は売買、眼科診療所を建築するに当たり申請地を買い受けて建築敷地の一部として使用したいという診療所及び露天駐車場の申請でございまして。なお、雑種地930平米と一体利用の計画でございまして。

42番 契約内容は使用貸借、格納庫を建築するに当たり自宅の敷地が手狭なため申請地を父から借り受けて使用したいという一般住宅の敷地拡張の申請でございまして。なお、宅地500.54平米と一体利用の計画でございまして。

43番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を祖母から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請となります。

44番 契約内容は売買、本社から近い申請地を買い受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございまして。

45番 契約内容は売買、駐車場及び資材置き場が不足しているため本社から近い申請地を買い受けて使用したいという露天資材置き場及び露天駐車場の申請でございまして。

46番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。なお、宅地48.84平米と一体利用の計画でございまして。

47番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

48番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

49番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございまして。

50番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

51番 契約内容は売買、自宅への進入路が狭いため申請地を買い受けて通路を拡幅したいという通路用地の申請でございます。

52番 契約内容は賃貸借、来客者用の駐車場が不足しているため店舗から近い申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、雑種地1万4,979平米と一体利用の計画でございます。

53番 契約内容は売買、勤務地に近い申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

54番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

55番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

56番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

57番 契約内容は使用貸借、駐車場に隣接する申請地を借り受けて通路として使用したいという通路用地の申請ございまして、こちら関連案件としまして、次の58番が関連でございます。

58番 契約内容は売買、来客用駐車場が不足しており申請地を買い受けて駐車場として使用したいという露天駐車場の申請でございます。なお、関連案件といたしまして、先ほどの57番が関連でございます。

59番 契約内容は売買、アパートとして入居の需要が見込まれる申請地を買い受けて長屋建住宅を建築したいという共同住宅の申請ございまして、こちら用途指定区分の第1種中高層住居専用地域でございます。なお、関連案件といたしまして、先に審議いただきました議案書3ページ、計画変更申請ナンバー2の関連となります。

60番 契約内容は賃貸借、工場を増築するに当たり駐車場が不足するため申請地を借り受けて使用したいという露天駐車場の申請でございます。

61番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

以上、農地法第5条の規定による許可申請北部地区の一括案件につきましては27件でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 ナンバー35からナンバー61までの北部地区の案件の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。この中でナンバー52とナンバー60が3,000平米以上なので、これは農業委員会ネットワーク機構に意見聴取するのですけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、ほかになければ許可相当とすることといたします。

続きまして、議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地証明願が次のとおりあったので審議を求めます。

事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

1番 最上段の畑、1,112平米については、現況地目が山林、下段の3筆については、現況地目が原野となります。非農地としての理由は、山林及び原野化して既に20年以上経過しており農地として利用できないためでございます。

事務局からの説明は以上でございます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告ですけれども、今回は吉井西地域ですので、中島隆夫委員から報告をお願いします。

○23番中島委員 2月末に地元推進委員さんとで申請地を見させていただきました。道路から上が段になっておりまして、勾配がきつく、かつて桑園として利用されていた農地なのですが、事務局さんの説明のとおり、長年放棄されたということで山林及び原野化ということで、具体的には道路の上が山林、ほか3筆が原野化ということで非農地扱いということで、よろしくご審議のほどお願いいたします。

○会長 中島委員からの報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について。

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第1種住居、ほか8件、計9件の4条の届出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付いたしております。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について。

1番 契約の内容は贈与、転用目的は露天駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居でございます。ほか44件、計45件の5条の届出書につきまして書類審査を行い、適法であったため受理書を交付しております。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について。

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか10件、計11件の18条の通知につきまして書類審査し、適法であったため通知を受理をいたしております。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について。

こちらが、先月の総会にて許可相当としていただいた案件でございます。4条が7件、5条が46件、また、そのうちのナンバー9につきましては、こちらのみ一体利用地で3,000平米を超える案件になりますので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、そちらにつきましては問題ないというふうに意見をいただいております。

また、その他の案件につきましても、他法令の関係の調整が調いましたので、平成30年4月23日付で許可書の交付を交付しております。

報告は以上でございます。

○会長 報告は終わりました。

続きまして、その他ということですが、事務局のほうからよろしいでしょうか。

はい。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上で第11回農業委員会総会を終了といたします。

ご苦労さまでございました。

午後 2時45分 閉会